

ギリシャ政府による新型コロナウイルス感染症対策 国内制限措置

(7月5日午前6時まで有効)

対象地域	全国すべての地域
マスク着用	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内では着用義務(職場を含む) ・屋外では混雑している場所のみ着用義務。
<p>公共交通機関・タクシー・ 自家用車</p> <p>※出発点が基準</p>	<p>■鉄道、バスなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と 1.5m 以上の間隔を保つ義務 ・交通機関内(駅内等含む)ではマスク着用義務 ・メトロ、バス、ケーブルカー等は乗客65%まで ・鉄道、長距離バスは乗客85%まで ・観光バスは乗客85%まで <p>■乗用車、タクシー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて4人まで ・9人乗りまでの自家用車・タクシー等は運転手含めて5人まで －未成年の子供が親と同乗する場合は人数制限の対象外 －介助を要する者は付き添い1人まで可 ・運転手の1人乗車、または1・2親等家族、正式同棲者の同乗はマスク着用義務の対象外 <p>■フェリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェリーは乗客80%まで、キャビン付きの場合は85%まで(一部高速フェリーは50%まで) ・フェリー等のキャビンでは、家族(配偶者、正式同棲者、1・2親等親族)、身体障害者の付き添い1名を除き、1室に2名まで ・本土から島嶼へ向かうフェリーへの乗船には次のいずれか一つが必要: <p>(1)ワクチン接種証明書: 接種完了後(2回接種が必要なワクチンの場合は2回とも完了後)少なくとも14日間が経過していること。</p> <p>(2)新型コロナウイルス検査証明書次のいずれか一つ: ア 出発前72時間以内のPCR検査の陰性結果証明書(鼻腔又は口腔内粘膜から検体が採取されたこと) イ 出発前48時間以内のラピッドテストの陰性結果証明書 ウ 出発前24時間以内のセルフテストの陰性結果証明書(下記の海運・島嶼政策省所定の質問票に記載して申告することも可) －ギリシャ政府のサイト Selftesting.gov.gr(ギリシャ語)に必要事項を入力して印刷する、または、次のリンクの申告書に手書きで英語またはギリシャ語で記入したのもでも可。</p> <p>【セルフテスト結果申告書(手書き、英語・ギリシャ語)】 https://self-testing.gov.gr/covid19-self-test-print.pdf エ新型コロナウイルス疾患または感染証明書</p>

	<p>ー下記の共通事項3をご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書提示義務を免除される例外 <p>(1)12歳未満の者</p> <p>(2)本土ーエヴィア島、ペラマーサラミナ島パルキア・ファネロメニ、リオ市ーアンディリオ市間の船舶。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土から島嶼、及び島嶼から本土へ移動する場合、海運・島嶼政策省所定の質問票の記入が必要。 <p>ご参考:当館作成資料リンク</p> <p>https://www.gr.emb-japan.go.jp/files/100192811.pdf</p> <p>■航空機(国内便)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土から島嶼へ向かう航空便の搭乗に関する要件については要件があり、詳細については以下のリンクの7に記載のとおり(当館作成資料) <p>https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/20210628.pdf</p>
公共サービス(役場等)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・訪問は予約制、テレワーク義務 ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで ・ハイリスクグループの労働者は、訪問客等部外者との接触がない職場において、出勤しての業務再開 ・訪問者の人数制限は16㎡につき1人まで ・屋外でも、周囲との距離が確保されない場合はマスク着用義務
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ義務 ・ハイリスクグループに属する職員の特別休暇等による保護、テレワーク義務 ・訪問は緊急時のみ、かつ予約制(銀行等一部サービスを除く) ・ミーティング等は周囲と1.5m以上の間隔を保ち、7人まで
レストラン、カフェ等飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ・店内営業は禁止(ホテル・宿泊客を除く) ・1テーブルにつき10人まで、立食は禁止 ・客は待ち時間ではマスクを着用 ・7月1日より屋外での宴会場(ケータリングを含む)は300人までとする
食料品店 (スーパー、ミニマーケット、パン屋、肉屋等)、薬局、クリーニング屋、ペットショップ、ガソリンスタンド等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m以上の間隔を保つ(レジ待ちの列では2m以上の間隔) ・店内は16㎡毎に1人まで
小売店舗、ショッピングセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・店内は16㎡毎に1人まで ・営業時間は午前7時から午後9時までの任意の時間

理髪店、美容院、エステ等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・100㎡までは6人まで、16㎡毎に1人ずつ追加 ・予約制のみとし、待合室は禁止 ・営業時間は任意で午前7時から午後9時までの任意の時間
遺跡、博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ●屋内 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と2m 以上の間隔を保つ ・15㎡毎に1人まで ・グループは8人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く ●屋外 <ul style="list-style-type: none"> ・周囲と1.5m 以上の間隔を保つ ・10㎡毎に1人まで ・グループは20人まで、家族(配偶者、子供、正式同棲者)を除く

【共通事項】

- 1 4歳以下の子供、医学的理由(呼吸器官の疾患等)のある者、1室で1人勤務の者、宗教的儀式(葬儀を含む)を執り行う者は、マスク着用義務を負わない。
- 2 入国制限対象となっていない国からのクルーズ船は、船籍を問わず寄港を許可。ただし、ギリシャ国内の出発港(home port)はピレウス、ケルキラ(コルフ)、ラブリオ、テサロニキ、イラクリオに限る。また、途中寄港(transit port)の港湾は、海運・島嶼政策省の指定する港湾に限る(詳細は <https://www.ynanp.gr/el/> に掲載)。入国制限対象となっている国に乗員がクルーズ中に上陸した場合、ギリシャ国内での寄港・上陸は不可。
- 3 新型コロナウイルス疾患または感染証明書については、感染または疾患に係る当初陽性結果検査から30日が経過していること。また、航空便についてはギリシャ民間航空局の決定により「当初診断日から180日以内であり、発症日付が証明書に記載されていること」と厳格に指定されています。一方で、フェリー乗船時や屋内映画館入場時に提出を求められる際については、これまで特段の発表はなされていないため、引き続き「発症後2～9か月以内のもの」と思われます。